

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5223858号  
(P5223858)

(45) 発行日 平成25年6月26日(2013.6.26)

(24) 登録日 平成25年3月22日(2013.3.22)

(51) Int.Cl.		F I			
<b>G06Q 30/02</b>	<b>(2012.01)</b>	G06Q 30/02	150		
<b>H04M 3/42</b>	<b>(2006.01)</b>	H04M 3/42	C		

請求項の数 10 (全 20 頁)

(21) 出願番号	特願2009-500181 (P2009-500181)	(73) 特許権者	000004237
(86) (22) 出願日	平成20年2月19日 (2008.2.19)		日本電気株式会社
(86) 国際出願番号	PCT/JP2008/052709		東京都港区芝五丁目7番1号
(87) 国際公開番号	W02008/102750	(74) 代理人	100109313
(87) 国際公開日	平成20年8月28日 (2008.8.28)		弁理士 机 昌彦
審査請求日	平成23年1月14日 (2011.1.14)	(74) 代理人	100124154
(31) 優先権主張番号	特願2007-42880 (P2007-42880)		弁理士 下坂 直樹
(32) 優先日	平成19年2月22日 (2007.2.22)	(72) 発明者	南沢 岳明
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社社内
		(72) 発明者	葛澤 奈津子
			東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社社内
		審査官	関 博文

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 顧客紹介支援システムおよび顧客紹介支援方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

センター装置が発行した仮IDをサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援システムであって、

前記センター装置は、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮IDと顧客紹介回数とを発行する仮ID発行手段と、

サービス事業者から仮IDによる加入者端末へのメッセージ送信依頼を受信したとき加入者端末へ案内情報のメッセージを送信したサービス事業者の数が顧客紹介回数未満のときは加入者端末への案内情報のメッセージ送信を行い、顧客紹介回数以上のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定手段と、

を含み、

サービス事業者の端末は、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージの送信依頼を行う案内情報送信依頼手段と、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介回数以内で他のサービス事業者へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信手段と、

を含む、

ことを特徴とする顧客紹介支援システム。

【請求項2】

10

20

センター装置が発行した仮IDをサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援システムであって、

前記センター装置は、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮IDとサービス事業者間で顧客を紹介しあえる距離を規定した顧客紹介距離とを発行する仮ID発行手段と、

サービス事業者から仮IDによる加入者端末への案内情報のメッセージ送信依頼を受信したときサービス事業者の店舗間の距離が顧客紹介距離未満のときは加入者端末へ案内情報のメッセージ送信を行い、顧客紹介距離以上のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定手段と、

を含み、

サービス事業者の端末は、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージの送信依頼を行う案内情報送信依頼手段と、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介距離未満の他のサービス事業者の店舗へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信手段と、

を含む、

ことを特徴とする顧客紹介支援システム。

#### 【請求項3】

センター装置が発行した仮IDをサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援システムであって、

前記センター装置は、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮IDと顧客紹介回数とサービス事業者間で顧客を紹介しあえる距離を規定した顧客紹介距離とを発行する仮ID発行手段と、

サービス事業者から仮IDによる加入者端末への案内情報のメッセージ送信依頼を受信したとき加入者端末へ案内情報のメッセージを送信したサービス事業者の数が顧客紹介回数未満かつサービス事業者の店舗間の距離が顧客紹介距離未満のときは加入者端末へ案内情報のメッセージ送信を行い、それ以外のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定手段と、

を含み、

サービス事業者の端末は、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージ送信依頼を行う案内情報送信依頼手段と、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介回数以内かつ顧客紹介距離未満の他のサービス事業者の店舗へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信手段と、

を含む、

ことを特徴とする顧客紹介支援システム。

#### 【請求項4】

前記加入者アドレスとしてメールアドレスを用いて、加入者端末へのメッセージ送信を電子メールで実現することを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の顧客紹介支援システム。

#### 【請求項5】

前記サービス事業者の端末において、

前記案内情報送信依頼手段は、顧客を紹介し合った1つ以上のサービス事業者の識別子を、顧客紹介履歴として前記センター装置に送信し、

前記顧客紹介送信手段は、前記他のサービス事業者へ、前記仮IDと共に、顧客紹介元のサービス事業者の識別子を転送し、

前記センター装置は、

10

20

30

40

50

サービス事業者の端末の案内情報送信依頼手段から受信した前記顧客紹介履歴と、案内情報のメッセージを送信した加入者がメッセージの送信元サービス事業者の店舗へ来店した日時と、を管理する案内情報履歴管理手段と、

前記案内情報履歴管理手段で管理された情報を基にサービス事業者間のインセンティブの受け渡しを実現する課金手段と、

を含む、

ことを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の顧客紹介支援システム。

【請求項 6】

センター装置が発行した仮 ID をサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援方法であって、

10

前記センター装置が、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮 ID と顧客紹介回数とを発行する仮 ID 発行ステップと、

サービス事業者から仮 ID による加入者端末へのメッセージ送信依頼を受信したとき加入者端末へ案内情報のメッセージを送信したサービス事業者の数が顧客紹介回数未満のときは加入者端末への案内情報のメッセージ送信を行い、顧客紹介回数以上のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定ステップと、

を有し、

サービス事業者の端末が、

仮 ID を指定して加入者端末へ案内情報のメッセージの送信依頼を行う案内情報送信依頼ステップと、

20

前記センター装置から発行された仮 ID を顧客紹介回数以内で他のサービス事業者へ仮 ID を転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信ステップと、

を有する、

ことを特徴とする顧客紹介支援方法。

【請求項 7】

センター装置が発行した仮 ID をサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援方法であって、

前記センター装置が、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮 ID とサービス事業者間で顧客を紹介しあえる距離を規定した顧客紹介距離とを発行する仮 ID 発行ステップと、

30

サービス事業者から仮 ID による加入者端末への案内情報のメッセージ送信依頼を受信したときサービス事業者の店舗間の距離が顧客紹介距離未満のときは加入者端末へ案内情報のメッセージ送信を行い、顧客紹介距離以上のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定ステップと、

を有し、

サービス事業者の端末が、

仮 ID を指定して加入者端末へ案内情報のメッセージの送信依頼を行う案内情報送信依頼ステップと、

40

前記センター装置から発行された仮 ID を顧客紹介距離未満の他のサービス事業者の店舗へ仮 ID を転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信ステップと、

を有する、

ことを特徴とする顧客紹介支援方法。

【請求項 8】

センター装置が発行した仮 ID をサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援方法であって、

前記センター装置が、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮 ID と顧客紹介回数とサービス事業者間で顧客を紹介しあえる距離を規定した顧客紹介距離とを発行する

50

仮ID発行ステップと、

サービス事業者から仮IDによる加入者端末への案内情報のメッセージ送信依頼を受信したとき加入者端末へ案内情報のメッセージを送信したサービス事業者の数が顧客紹介回数未滿かつサービス事業者の店舗間の距離が顧客紹介距離未滿のときは加入者端末へ案内情報のメッセージ送信を行い、それ以外のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定ステップと、

を有し、

サービス事業者の端末が、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージ送信依頼を行う案内情報送信依頼ステップと、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介回数以内かつ顧客紹介距離未滿の他のサービス事業者の店舗へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信ステップと、

を有する、

ことを特徴とする顧客紹介支援方法。

【請求項9】

前記加入者アドレスとしてメールアドレスを用いて、加入者端末へのメッセージ送信を電子メールで実現することを特徴とする請求項6から8のいずれか1項に記載の顧客紹介支援方法。

【請求項10】

前記サービス事業者の端末は、

前記案内情報送信依頼ステップにおいて、顧客を紹介し合った1つ以上のサービス事業者の識別子を、顧客紹介履歴として前記センター装置に送信し、

前記顧客紹介送信ステップにおいて、前記他のサービス事業者へ、前記仮IDと共に、顧客紹介元のサービス事業者の識別子を転送し、

前記センター装置が、

前記サービス事業者の端末から受信した前記顧客紹介履歴と、案内情報のメッセージを送信した加入者がメッセージの送信元サービス事業者の店舗へ来店した日時と、を管理する案内情報履歴管理ステップと、

前記案内情報履歴管理ステップにおいて管理された情報を基にサービス事業者間のインセンティブの受け渡しを実現する課金ステップと、

を有する、

ことを特徴とする請求項6から9のいずれか1項に記載の顧客紹介支援方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、仮IDと顧客紹介条件による顧客紹介を支援する技術に関するものである。

【背景技術】

【0002】

近年、非接触ICカード内蔵の携帯電話やスマートフォンが普及し、リアルな店舗やインターネット上の通信販売サイトなどで会計や情報収集に利用できるようになった。このような中、居酒屋で会計をすましたタイミングで二次会のカラオケボックスやボーリング場などの案内情報を携帯電話で受信できたら、サービス事業者は顧客の来店機会を増やすことができる。

【0003】

このように、多くのサービス事業者から店舗の案内情報などを適切なタイミングで携帯電話に配信してもらうことは、加入者にとって大きなメリットであるが、その反面、個人を特定可能なメールアドレスや電話番号などの個人情報の漏洩を防がなければ迷惑メールなどによって価値のあるサービスにならない。

【0004】

10

20

30

40

50

関連技術として、特許文献 1 に記載の技術において、電話装置からセンター装置へ仮 ID の発行を依頼することによって、センター装置が自分の電話番号と一時的に発行された仮 ID とを対応付け、その仮 ID を他の加入者へ渡すことによって個人情報の漏洩を防ぎながら、相手からの電話を受信するシステムがあった。

【 0 0 0 5 】

また、このシステムでは仮 ID の発行要求時に仮 ID の使用を認める相手の電話番号を、センター装置へ登録することにより、仮 ID の使用制限を実施している。

【特許文献 1】特開 2 0 0 2 - 2 6 1 9 3 5 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

10

【 0 0 0 6 】

しかしながら、関連技術の方法は仮 ID の使用を認める相手の電話番号を事前にセンター装置へ登録する必要があり、多くのサービス事業者の間で仮 ID を受け渡すことによって顧客を紹介し合うサービスには適応困難である。

【 0 0 0 7 】

本発明は、以上説明した問題点を解決するためになされたものである。その目的は、加入者端末に、メールアドレスなどの個人を特定可能な個人情報の漏洩を防ぎながら、多くのサービス事業者から適切なタイミングで案内情報を取得させることができる顧客紹介支援システムおよび顧客紹介支援方法を提供することである。

【課題を解決するための手段】

20

【 0 0 0 8 】

かかる目的を達成するために、本発明は、以下の特徴を有することとする。

【 0 0 0 9 】

本発明は、センター装置が発行した仮 ID をサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援システムであって、

前記センター装置は、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮 ID と顧客紹介回数とを発行する仮 ID 発行手段と、

サービス事業者から仮 ID による加入者端末へのメッセージ送信依頼を受信したとき加入者端末へ案内情報のメッセージを送信したサービス事業者の数が顧客紹介回数未満のときは加入者端末への案内情報のメッセージ送信を行い、顧客紹介回数以上のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定手段と、

30

を含み、

サービス事業者の端末は、

仮 ID を指定して加入者端末へ案内情報のメッセージの送信依頼を行う案内情報送信依頼手段と、

前記センター装置から発行された仮 ID を顧客紹介回数以内で他のサービス事業者へ仮 ID を転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信手段と、

を含む、

顧客紹介支援システムを提供する。

40

【 0 0 1 0 】

また、本発明は、センター装置が発行した仮 ID をサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援システムであって、

前記センター装置は、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮 ID とサービス事業者間で顧客を紹介しあえる距離を規定した顧客紹介距離とを発行する仮 ID 発行手段と、

サービス事業者から仮 ID による加入者端末への案内情報のメッセージ送信依頼を受信したときサービス事業者の店舗間の距離が顧客紹介距離未満のときは加入者端末へ案内情報のメッセージ送信を行い、顧客紹介距離以上のときは案内情報のメッセージ送信を行わ

50

ないことを決定する案内情報送信判定手段と、

を含み、

サービス事業者の端末は、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージの送信依頼を行う案内情報送信依頼手段と、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介距離未満の他のサービス事業者の店舗へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信手段と、

を含む、

顧客紹介支援システムを提供する。

#### 【0011】

また、本発明は、センター装置が発行した仮IDをサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援システムであって、

前記センター装置は、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮IDと顧客紹介回数とサービス事業者間で顧客を紹介しあえる距離を規定した顧客紹介距離とを発行する仮ID発行手段と、

サービス事業者から仮IDによる加入者端末への案内情報のメッセージ送信依頼を受信したとき加入者端末へ案内情報のメッセージを送信したサービス事業者の数が顧客紹介回数未満かつサービス事業者の店舗間の距離が顧客紹介距離未満のときは加入者端末へ案内情報のメッセージ送信を行い、それ以外のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定手段と、

を含み、

サービス事業者の端末は、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージ送信依頼を行う案内情報送信依頼手段と、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介回数以内かつ顧客紹介距離未満の他のサービス事業者の店舗へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信手段と、

を含む、

顧客紹介支援システムを提供する。

#### 【0012】

また、本発明は、センター装置が発行した仮IDをサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援方法であって、

前記センター装置が、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮IDと顧客紹介回数とを発行する仮ID発行ステップと、

サービス事業者から仮IDによる加入者端末へのメッセージ送信依頼を受信したとき加入者端末へ案内情報のメッセージを送信したサービス事業者の数が顧客紹介回数未満のときは加入者端末への案内情報のメッセージ送信を行い、顧客紹介回数以上のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定ステップと、

を有し、

サービス事業者の端末が、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージの送信依頼を行う案内情報送信依頼ステップと、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介回数以内で他のサービス事業者へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信ステップと、

を有する、

顧客紹介支援方法を提供する。

#### 【0013】

また、本発明は、センター装置が発行した仮IDをサービス事業者の間で受け渡すこと

10

20

30

40

50

によって顧客を紹介し合う顧客紹介支援方法であって、

前記センター装置が、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮IDとサービス事業者間で顧客を紹介しあえる距離を規定した顧客紹介距離とを発行する仮ID発行ステップと、

サービス事業者から仮IDによる加入者端末への案内情報のメッセージ送信依頼を受信したときサービス事業者の店舗間の距離が顧客紹介距離未満のときは加入者端末へ案内情報のメッセージ送信を行い、顧客紹介距離以上のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定ステップと、

を有し、

サービス事業者の端末が、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージの送信依頼を行う案内情報送信依頼ステップと、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介距離未満の他のサービス事業者の店舗へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信ステップと、

を有する、

顧客紹介支援方法を提供する。

#### 【0014】

また、本発明は、センター装置が発行した仮IDをサービス事業者の間で受け渡すことによって顧客を紹介し合う顧客紹介支援方法であって、

前記センター装置が、

加入者端末への到達性を保証する加入者アドレスと関連づけを行った仮IDと顧客紹介回数とサービス事業者間で顧客を紹介しあえる距離を規定した顧客紹介距離とを発行する仮ID発行ステップと、

サービス事業者から仮IDによる加入者端末への案内情報のメッセージ送信依頼を受信したとき加入者端末へ案内情報のメッセージを送信したサービス事業者の数が顧客紹介回数未満かつサービス事業者の店舗間の距離が顧客紹介距離未満のときは加入者端末へ案内情報のメッセージ送信を行い、それ以外のときは案内情報のメッセージ送信を行わないことを決定する案内情報送信判定ステップと、

を有し、

サービス事業者の端末が、

仮IDを指定して加入者端末へ案内情報のメッセージ送信依頼を行う案内情報送信依頼ステップと、

前記センター装置から発行された仮IDを顧客紹介回数以内かつ顧客紹介距離未満の他のサービス事業者の店舗へ仮IDを転送することによって顧客を紹介する顧客紹介送信ステップと、

を有する、

顧客紹介支援方法を提供する。

#### 【発明の効果】

#### 【0015】

本発明によれば、加入者端末に、メールアドレスなどの個人を特定可能な個人情報の漏洩を防ぎながら、多くのサービス事業者から適切なタイミングで案内情報を取得させることができる。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0016】

以下、本発明の第1の実施の形態について図面を参照して詳細に説明する。図1は、本実施の形態における顧客紹介支援システムを実現するための機器構成について示している。

#### 【0017】

加入者端末は、3Gなどの無線通信方法を利用して基地局を介してネットワーク上のセ

10

20

30

40

50

ンター装置と通信するとともに、非接触ICカード通信方法や赤外線通信方法などでサービス事業者の端末（POS端末や入退場ゲート、駅の改札など）と通信する。本実施の形態の加入者端末は、非接触ICカード内蔵の携帯電話やスマートフォンなどを想定している。

【0018】

センター装置は、加入者端末に対してメールサービスや通話サービスを提供するとともに、加入者端末から仮IDの発行依頼を受けて加入者端末へ仮IDを返信する。また、サービス事業者からの案内情報送信依頼を受け付け送信条件を満たしている場合には加入者端末へ案内情報を送信する機能を有する。センター装置は、通信事業者やISP（インターネットサービスプロバイダー）などで運営する。

10

【0019】

POS端末は、居酒屋やカラオケ店などのサービス事業者の店内に設置されたレジスターなどであり、加入者端末を利用した会計時などに加入者端末から仮IDと顧客紹介条件を取得する。さらに、POS端末は、現在来店中の顧客を仮IDと顧客紹介条件を送信することによって他のサービス事業者に対して紹介する機能を有する。

【0020】

基地局は、加入者端末がネットワークと接続するための装置である。

【0021】

図2に加入者端末とセンター装置およびPOS端末の機能ブロック図について示す。

【0022】

加入者端末は、3Gなどの無線通信機能を用いてセンター装置に仮IDの発行を要求してセンター装置より仮IDと顧客紹介条件を取得する仮ID発行要求手段と、取得した仮IDと顧客紹介条件を非接触ICカードや赤外線通信を用いてサービス事業者へ送信する仮ID送信手段と、センター装置から通知された案内情報を表示する案内情報閲覧手段とを備える。

20

【0023】

センター装置は、加入者端末からの仮ID発行要求を受け付け仮IDを生成して仮IDと顧客紹介条件を加入者端末へ返信する仮ID発行手段と、サービス事業者からの案内情報送信依頼を受け付け案内情報の送信条件を満たしているかを判定する案内情報送信判定手段と、案内情報送信判定手段で送信条件を満たしていると判定したときに加入者端末へ案内情報を送信する案内情報送信手段と、加入者の個人情報を格納する加入者情報管理テーブルを管理する加入者情報管理手段と、仮ID発行手段が生成した仮IDを格納する仮ID情報管理テーブルを管理する仮ID情報管理手段とを備える。

30

【0024】

POS端末は、加入者端末および他のサービス事業者のPOS端末などから受信した顧客紹介条件に基づいて他のサービス事業者のPOS端末へ仮IDを送信して顧客を紹介する顧客紹介送信手段と、他のサービス事業者から受信した仮IDを使用してセンター装置へ案内情報の送信を依頼する案内情報送信依頼手段とを備える。

【0025】

また、機能ブロックの図における矢印は、先端が塗りつぶされた三角の矢印の場合、要求と応答による双方向で通信が完結することを示す。また、塗りつぶされていない三角の矢印の場合は、片方向で通信が完結することを示す。

40

【0026】

図3に加入者の個人情報を管理する加入者情報管理テーブルの構成について示す。

【0027】

加入者情報管理テーブルは、センター装置において加入者を一意に識別する「加入者ID」と、加入者端末への到達性を実現する「メールアドレス」と、サービス事業者の間で加入者を紹介する回数の上限を設定する「顧客紹介回数」とを備える。

【0028】

図4に発行した仮IDを管理する仮ID情報管理テーブルの構成について示す。

50

## 【 0 0 2 9 】

仮 I D 情報管理テーブルは、発行した仮 I D の値である「仮 I D」と、仮 I D の発行を依頼した加入者の「加入者 I D」と、同仮 I D で案内情報の送信依頼を受け付ける残り回数を示す「残り案内情報送信回数」と、同仮 I D で案内情報を送信したサービス事業者を識別するサービス事業者 I D を複数格納することのできる「案内情報送信サービス事業者 I D」とを備える。

## 【 0 0 3 0 】

次に、本実施の形態の動作を、図 1 のシステム構成図と、図 2 の機能ブロックと、図 3 の加入者情報管理テーブルと、図 4 の仮 I D 情報管理テーブルと、図 5 のシーケンスとを用いて説明する。

10

## 【 0 0 3 1 】

本実施の形態において、(加入者端末または P O S 端末から) センター装置への同期通信は、センター装置において加入者端末認証または P O S 端末認証を実施しているものとする。これにより、センター装置は、同期通信時に加入者 I D またはサービス事業者 I D を取得できるものとする。

## 【 0 0 3 2 】

( S 1 ) 加入者端末を使用する利用者は、サービス事業者から案内情報を送ってもらう事前準備として加入者端末を操作してセンター装置に仮 I D の発行を依頼する。実施の形態では、加入者 I D が“ m i n a m i ”の加入者端末が仮 I D の発行を依頼したものとする。

20

## 【 0 0 3 3 】

加入者端末より仮 I D の発行依頼を受信したセンター装置の仮 I D 発行手段は、加入者情報管理手段にアクセスして加入者情報管理テーブルより加入者 I D に対応した顧客紹介条件(顧客紹介回数)を取り出す。加入者 I D が“ m i n a m i ”の場合は「 2 」の値を取り出す。

## 【 0 0 3 4 】

そして、仮 I D 発行手段は、仮 I D 情報管理手段にアクセスして仮 I D 情報管理テーブルに新しいレコードを追加する。テーブルの「仮 I D」項目には、仮 I D 情報管理テーブルの各レコードを一意に識別する値であり、ここでは自動採番した「 7 4 」の値が格納されている。テーブルの「加入者 I D」項目には“ m i n a m i ”を格納する。テーブルの「残り案内情報送信回数」には、加入者情報管理手段から取得した「 2 」の値を格納する。テーブルの「案内情報送信サービス事業者 I D」項目は、空にする。

30

## 【 0 0 3 5 】

( S 2 ) 仮 I D 発行手段は、発行した仮 I D 「 7 4 」の値と顧客紹介条件(顧客紹介回数)の「 2 」の値を加入者端末へ返信する。

## 【 0 0 3 6 】

( S 3 ) そして、加入者が飲食店などで非接触 I C カード内蔵の携帯電話で会計処理を行ったタイミングで、仮 I D 送信手段に仮 I D 「 7 4 」の値と顧客紹介回数「 2 」の値を転送する。

## 【 0 0 3 7 】

また、上記( S 1 ) から( S 3 ) の処理は、加入者が飲食店などで非接触 I C カード内蔵の携帯電話で会計処理を行ったタイミングで一連の動作として実施しても良い。

40

## 【 0 0 3 8 】

( S 4 ) 仮 I D 送信手段は、仮 I D 「 7 4 」の値と顧客紹介条件(顧客紹介回数)の「 2 」の値を、現在来店している店舗(サービス事業者)に対して送信する。

## 【 0 0 3 9 】

( S 5 ) 仮 I D と顧客紹介回数を受信したサービス事業者の顧客紹介送信手段は、他のサービス事業者、例えば同じチェーン店の別の店舗に、顧客情報を送信する。顧客情報としては、現在来店している店舗における会計時刻や何人ぐらいのグループで来店したか、さらに年代や性別などがある。また、顧客情報を送信する方法は、チェーン店の全店舗に

50

報知通知しても良いし、P2P(Peer-To-Peer)プロトコルなどを利用して不特定多数に送信しても良い。P2Pとは、不特定多数のIT機器が相互に接続され、直接に情報を送受信する通信の利用形態である。

【0040】

顧客情報を受信した別の店舗(サービス事業者BBB)は、送られてきた顧客情報を加入者端末へ案内情報を送信するか否かを判断する。

【0041】

(S6)加入者端末へ案内情報を送信した方が良いと判断された場合は、顧客情報の送信元の店舗(サービス事業者BBB)に対して、仮IDの送信を依頼する。

【0042】

(S7)仮IDの送信依頼を受けた店舗(サービス事業者AAA)は、他のサービス事業者への仮IDの送信が、加入者端末から受信した顧客紹介回数に満たないならば仮IDを返信する。ここでは顧客紹介回数が「2」の値であるので、既に仮IDを2つのサービス事業者へ送信している場合は、仮IDの送信を依頼元のサービス事業者へ仮IDの返信拒否を返す。

【0043】

(S8)仮IDを受信した店舗(サービス事業者BBB)は、仮IDを用いてセンター装置に加入者端末への案内情報の送信を依頼する。

【0044】

案内情報の送信依頼を受けたセンター装置の案内情報送信判定手段は、仮ID情報管理手段にアクセスする。

【0045】

そして、(S8)で取得した仮IDに対応した仮ID情報管理テーブルの「案内情報送信サービス事業者ID」に案内情報の送信を依頼のサービス事業者IDが格納されていないことを確認する。もしも、格納されていた場合は、案内情報の送信依頼元のサービス事業者へ依頼拒否を返す。

【0046】

次に、仮ID情報管理テーブルの「残り案内情報送信回数」を取得する。もしも、案内情報送信回数が「0」の場合は、案内情報の送信依頼元のサービス事業者へ依頼拒否を返す。

【0047】

(S9)それ以外の場合は、案内情報の送信が可能であると判定して、仮ID情報管理テーブルの「残り案内情報送信回数」を1減らすとともに、「案内情報送信サービス事業者ID」項目に案内情報の送信依頼元のサービス事業者IDを追加して、案内情報の送信依頼元のサービス事業者へ依頼の受付が成功したことを返信する。

【0048】

(S10)そして、案内情報送信判定手段は、案内情報を送信する加入者ID「minami」の値を案内情報送信手段に通知する。

【0049】

(S11)加入者IDを受信した案内情報送信手段は、加入者情報管理手段にアクセスして加入者ID「minami」の値に対応したメールアドレス「t-minami@aaa.com」の値を加入者情報管理テーブルから取り出す。そして、そのメールアドレス宛に案内情報を送信する。

【0050】

案内情報を受信した加入者端末の案内情報閲覧手段は案内情報を表示する。

【0051】

本実施の形態の第1の効果は、加入者毎に管理された顧客紹介条件、すなわち顧客紹介回数に基づいたサービス事業者から加入者端末への到達性制御をセンター装置で実施することにより、顧客情報のやり取り(顧客の紹介)をセンター装置を返さずサービス事業者(店舗)間で直接的に行えるのでセンター装置の負荷が軽減される。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 5 2 】

また、第2の効果は、顧客情報のやり取り（顧客の紹介）をセンター装置を返さずサービス事業者（店舗）間で直接的に行えるので、サービス事業者の間の顧客情報のやり取り（顧客の紹介）をサービス事業者が利用したいプロトコルで自由に実施できることである。

## 【 0 0 5 3 】

また、第3の効果は、センター装置で同一の仮IDを複数のサービス事業者からのパラメータとして制御することにより、複数のサービス事業者で同じ仮IDを利用できサービス事業者における仮IDの管理が容易なことである。

## 【 0 0 5 4 】

次に、本発明の第2の実施の形態について説明する。本実施の形態では、顧客紹介条件として、新たに顧客紹介距離を実現する方法について説明する。

## 【 0 0 5 5 】

図6に本実施の形態における機能ブロックを示す。図6のセンター装置には、実施の形態1の加入者端末の機能ブロックに、サービス事業者情報管理手段を追加している。

## 【 0 0 5 6 】

さらに、図7に実施の形態2における加入者情報管理テーブルを示す。図7の加入者情報管理テーブルには、実施の形態1の加入者情報管理テーブルに顧客紹介条件として顧客紹介距離の項目を追加している。

## 【 0 0 5 7 】

図8に実施の形態2で新たに追加されたサービス事業者情報管理テーブルを示す。サービス事業者管理テーブルは、サービス事業者を識別する「サービス事業者ID」項目と、そのサービス事業者の店舗が存在している位置を緯度経度を示す「店舗位置情報」項目とを備える。

## 【 0 0 5 8 】

図9に実施の形態2における仮ID情報管理テーブルを示す。図9の仮ID情報管理テーブルは実施の形態1の仮ID情報管理テーブルに「顧客紹介距離」項目を追加している。本実施の形態では、「顧客紹介距離」の単位をメートル（m）としている。

## 【 0 0 5 9 】

次に、本実施の形態の動作を、図6の機能ブロックと、図7の加入者情報管理テーブルと、図8のサービス事業者情報管理テーブルと、図5のシーケンスとを用いて説明する。

## 【 0 0 6 0 】

（S1）加入者端末を使用する利用者は、サービス事業者から案内情報を送ってもらうための事前準備として、加入者端末を操作してセンター装置に仮IDの発行を依頼する。

## 【 0 0 6 1 】

仮IDの発行依頼を受信したセンター装置の仮ID発行手段は、加入者情報管理手段にアクセスして加入者情報管理テーブルより、加入者IDに対応した顧客紹介回数および顧客紹介距離を取り出す。例として、加入者IDが「minami」の場合は、顧客紹介回数として「2」の値が、顧客紹介距離として「800」の値を取得する。

## 【 0 0 6 2 】

そして、仮ID発行手段は、仮ID情報管理手段にアクセスして仮ID情報管理テーブルに新しいレコードを追加する。テーブルの「仮ID」項目には、仮ID情報管理テーブルの各レコードを一意に識別する値であり、ここでは自動採番した「74」の値を格納する。テーブルの「加入者ID」項目には「minami」を格納する。テーブルの「残り案内情報送信回数」には、顧客紹介回数「2」の値を格納する。テーブルの「顧客紹介距離」には、顧客紹介距離「800」を格納する。テーブルの「案内情報送信サービス事業者ID」項目は、空にする。

## 【 0 0 6 3 】

（S2）仮ID発行手段は、発行した仮ID「74」の値と顧客紹介回数の「2」の値、さらに顧客紹介距離の「800」の値を加入者端末へ返信する。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 6 4 】

( S 3 )そして、加入者が飲食店などで非接触 I C カード内蔵の携帯電話で会計処理を行ったタイミングで、仮 I D 送信手段に仮 I D 「 7 4 」の値と顧客紹介回数「 2 」の値、さらに顧客紹介距離の「 8 0 0 」の値を加入者端末を転送する。

## 【 0 0 6 5 】

また、上記 ( S 1 ) から ( S 3 ) の処理は、加入者が飲食店などで非接触 I C カード内蔵の携帯電話で会計処理を行ったタイミングで一連の動作として実施しても良い。

## 【 0 0 6 6 】

( S 4 ) 仮 I D 送信手段は、仮 I D 「 7 4 」の値と顧客紹介条件 ( 顧客紹介回数 ) の「 2 」の値、さらに顧客紹介距離の「 8 0 0 」の値を、現在来店している店舗 ( サービス事業者 ) に対して送信する。

10

## 【 0 0 6 7 】

( S 5 ) サービス事業者の顧客紹介送信手段は、他のサービス事業者、例えば同じチェーン店の別の店舗に、顧客情報を送信して顧客を紹介する。顧客情報は、現在来店している店舗における会計時刻や何人ぐらいのグループで来店したか、さらに年代や性別などに加え、実施の形態 2 では店舗の位置情報 ( 緯度経度など ) と顧客紹介距離の「 8 0 0 」の値を送信する。ここでも店舗の位置情報は、各サービス事業者の顧客紹介送信手段が管理しているものとする。

## 【 0 0 6 8 】

顧客情報を受信した別の店舗 ( サービス事業者 B B B ) は、送られてきた顧客情報を加入者端末へ案内情報を送信するか否かを判断する。特に、自分の店舗の位置情報が、顧客紹介元の店舗の位置から顧客紹介距離の範囲にあるか判定して、範囲にない場合には案内情報の送信を行わない。

20

## 【 0 0 6 9 】

ここで、北緯 1 秒あたりの距離は、 $4 \text{ 万 km (地球の円周距離)} \div 360 \text{ 度} \div 60 \text{ 分} \div 60 \text{ 秒} = 31 \text{ m}$  であり、また東経 1 秒あたりの距離は  $31 \text{ m} \times \cos 35^\circ = 25 \text{ m}$  である (ここでは北緯を 35 度に限定している)。

## 【 0 0 7 0 】

例えば顧客紹介元の店舗位置が東経 139 度 45 分 3 秒、北緯 35 度 38 分 33 秒であり、顧客紹介先の店舗位置が東経 139 度 45 分 18 秒、北緯 35 度 38 分 24 秒であった場合、店舗間の距離は  $((\text{北緯 } 15 \text{ 度} \times 31 \text{ m}) \times (\text{北緯 } 15 \text{ 度} \times 31 \text{ m}) + (\text{東経 } 9 \text{ 度} \times 25 \text{ m}) \times (\text{東経 } 9 \text{ 度} \times 25 \text{ m})) = 517 \text{ m}$  となる。

30

## 【 0 0 7 1 】

よって、店舗間の距離 517 ( m ) は顧客紹介元から通知された顧客紹介距離「 8 0 0 」より小さいので、顧客を紹介された店舗は案内情報の送信候補となる。ただし、店舗間の距離が条件を満たしていても他の顧客情報 ( 年齢や性別など ) によって、この店舗にとって有益な顧客ではないと判断される場合には、加入者端末へ案内情報を送信しなくても良い。

## 【 0 0 7 2 】

( S 6 ) 加入者端末へ案内情報を送信した方が良いと判断された場合は、顧客情報の送信元の店舗 ( サービス事業者 B B B ) に対して、仮 I D の送信を依頼する。

40

## 【 0 0 7 3 】

( S 7 ) 仮 I D の送信依頼を受けた店舗 ( サービス事業者 A A A ) は、他のサービス事業者への仮 I D の送信が、加入者端末から受信した顧客紹介回数に満たないならば仮 I D および顧客紹介元のサービス事業者 I D 「 A A A 」を返信する。実施の形態では、顧客紹介回数が「 2 」の値であるので、既に仮 I D を 2 つのサービス事業者へ送信している場合は、仮 I D 送信依頼元のサービス事業者へ仮 I D の返信拒否を返す。

## 【 0 0 7 4 】

( S 8 ) 仮 I D を受信した店舗 ( サービス事業者 B B B ) は、仮 I D と顧客紹介元のサービス事業者 I D を用いてセンター装置に加入者端末への案内情報の送信を依頼する。

50

## 【 0 0 7 5 】

センター装置は、サービス事業者から依頼を受け付けるとき、そのサービス事業者の認証処理においてサービス事業者IDを取得することができる。実施の形態では、案内情報の送信依頼を行ったサービス事業者がBBBの場合、サービス事業者ID「BBB」の値を取得する。

## 【 0 0 7 6 】

案内情報の送信依頼を受けたセンター装置の案内情報送信判定手段は、仮ID情報管理手段にアクセスする。

## 【 0 0 7 7 】

そして、(S8)で取得した仮IDに対応した仮ID情報管理テーブルの「案内情報送信サービス事業者ID」に案内情報の送信を依頼のサービス事業者IDが格納されていないことを確認する。もしも、格納されていた場合は、その仮IDはすでに案内情報の送信依頼元のサービス事業者に一度使用されているので依頼拒否を返信する。

10

## 【 0 0 7 8 】

次に、仮ID情報管理テーブルの「残り案内情報送信回数」を取得する。もしも、案内情報送信回数が「0」の場合は、案内情報の送信依頼元のサービス事業者へ依頼拒否を返す。

## 【 0 0 7 9 】

本実施の形態では、引き続き、サービス事業者情報管理手段にアクセスしてサービス事業者情報管理から顧客情報の紹介元サービス事業者と紹介先サービス事業者の店舗の位置を取得して、店舗間の距離を計算する。そして、もしも店舗間の距離の値が仮ID情報管理テーブルの「顧客紹介距離」の値より大きい(遠い)場合は、案内情報の送信依頼元のサービス事業者へ依頼拒否を返信する。

20

## 【 0 0 8 0 】

例えば、顧客紹介元の店舗位置がサービス事業者AAAの場合、店舗の位置は東経139度45分3秒、北緯35度38分33秒であり、顧客紹介先の店舗位置がサービス事業者BBBの場合、東経139度45分18秒、北緯35度38分24秒である。よって、店舗間の距離は  $((北緯15度 \times 31m) \times (北緯15度 \times 31m) + (東経9度 \times 25m) \times (東経9度 \times 25m))$  517mとなる。また、仮ID情報管理テーブルの「顧客紹介距離」が800mなので案内情報の送信が可能であると判定する。

30

## 【 0 0 8 1 】

(S9)そして、仮ID情報管理テーブルの「残り案内情報送信回数」を1減らすとともに、「案内情報送信サービス事業者ID」項目に案内情報の送信依頼元のサービス事業者IDを追加して、案内情報の送信依頼元のサービス事業者へ依頼の受付が成功したことを返信する。

## 【 0 0 8 2 】

(S10)そして、案内情報送信判定手段は、案内情報を送信する加入者ID「minami」の値を案内情報送信手段に通知する。

## 【 0 0 8 3 】

(S11)加入者IDを受信した案内情報送信手段は、加入者情報管理手段にアクセスして加入者ID「minami」の値に対応したメールアドレス「t-minami@aaa.com」の値を加入者情報管理テーブルから取り出す。そして、そのメールアドレス宛に案内情報を送信する。

40

## 【 0 0 8 4 】

案内情報を受信した加入者端末の案内情報閲覧手段は案内情報を表示する。

## 【 0 0 8 5 】

本実施の形態の第1の効果は、加入者毎に管理された顧客紹介条件、すなわち顧客紹介距離に基づいたサービス事業者から加入者端末への到達性制御をセンター装置で実施することにより、顧客情報のやり取り(顧客の紹介)をセンター装置を返さずサービス事業者(店舗)間で直接的に行えるのでセンター装置の負荷が軽減される。

50

## 【 0 0 8 6 】

次に、本発明の第3の実施の形態について説明する。本実施の形態では、加入者は、案内情報を表示する加入者端末とは別に、電子ICカードを所有する場合について説明する。さらに、サービス事業者間における顧客の紹介ルートを中心装置で管理することにより、サービス事業者間のインセンティブのやり取りを保証する方法について説明する。

## 【 0 0 8 7 】

図10に実施の形態3における機能ブロックを示す。図10の仮ID発行要求手段が加入者端末の代わりにサービス事業者の端末で実施されている。

## 【 0 0 8 8 】

加入者は、案内情報閲覧手段を持った加入者端末と、加入者ID送信手段を持った電子ICカードを所有している。

10

## 【 0 0 8 9 】

センター装置には、新たに案内情報履歴管理手段と課金手段を追加している。

## 【 0 0 9 0 】

図11に案内情報履歴管理手段で管理される案内情報履歴テーブルを示す。案内情報履歴テーブルは、履歴情報を一元的に管理するための「番号」と、案内情報を送信した加入者を示す「加入者ID」と、顧客情報がどのサービス事業者を経由したかを示す「顧客紹介履歴」と、案内情報を送信した日時を示す「案内送信日時」と、案内情報によって顧客が次に店舗に来店した日時を示す「来店日時」とを備える。

## 【 0 0 9 1 】

20

次に、本実施の形態の動作を説明する。電子ICカードを利用した駅の改札システムのような場合、加入者が電子ICカードを改札にかざしたときに、加入者IDをサービス事業者へ送信する。

## 【 0 0 9 2 】

サービス事業者の改札装置は、センター装置に対して、仮IDの発行依頼を実施する。このとき、加入者IDを送信する。

## 【 0 0 9 3 】

仮IDの発行依頼を受けたセンター装置は、仮IDを発行して、サービス事業者へ返信する。

## 【 0 0 9 4 】

30

仮ID発行手段から案内情報履歴管理手段へのアクセスについては後で説明する。

## 【 0 0 9 5 】

仮IDおよび顧客紹介条件（実施の形態1、2の顧客紹介回数や顧客紹介距離など）を受信した仮ID発行要求手段は、顧客紹介送信手段へ転送する。

## 【 0 0 9 6 】

ここで、顧客紹介送信手段は、他のサービス事業者へ顧客を紹介するために、1つの他のサービス事業者へ仮ID・顧客紹介条件を送信する。

## 【 0 0 9 7 】

仮ID・顧客紹介条件を受信したサービス事業者（本実施の形態ではサービス事業者BBB）の顧客紹介送信手段は、顧客紹介条件から本サービス事業者が案内情報を送信する価値のある加入者であるか否かを判断する。

40

## 【 0 0 9 8 】

案内情報を送信すると判断した場合は、顧客紹介送信手段から案内情報送信依頼手段へ案内情報の送信を依頼する。それと同時に、顧客紹介送信手段は、顧客紹介回数を1減らす。そして、顧客紹介回数が0の場合は処理を終了する。また0でない場合は更に1つの他のサービス事業者（本実施の形態ではサービス事業者CCC）へ仮IDおよび顧客紹介条件を送信する。

## 【 0 0 9 9 】

逆に、案内情報を送信しないと判断した場合は、他のサービス事業者（本実施の形態ではサービス事業者CCC）へ仮IDおよび顧客紹介条件を、そのまま送信する。その時に

50

、サービス事業者 B B B で案内情報を送信していないので、顧客紹介回数を減らしてはならない。

【 0 1 0 0 】

また、本実施の形態においては、仮 I D ・顧客紹介条件を他サービス事業者に送信するたびに、通過したサービス事業者のサービス事業者 I D を紹介履歴として追加していく。そして、センター装置へ案内情報の送信依頼を行うときに送信する。

【 0 1 0 1 】

例えば、サービス事業者 A A A が B B B 、 B B B が C C C に仮 I D ・顧客紹介条件を送信していった場合には、サービス事業者 C C C がセンター装置へ案内情報の送信依頼するとき、紹介履歴としてサービス事業者 I D 「 A A A 」 「 B B B 」 「 C C C 」 が送信される。

10

【 0 1 0 2 】

サービス事業者から案内情報の送信依頼を受信した案内情報送信判定手段は、実施の形態 1 および実施の形態 2 同様に、案内情報の送信条件を満たしているか否かを判断し、満たしている場合には案内情報送信手段へ案内情報の送信を依頼する。

【 0 1 0 3 】

このとき、サービス事業者から受信した紹介履歴も案内情報送信手段へ転送する。

【 0 1 0 4 】

案内情報送信手段は、実施の形態 1 および実施の形態 2 同様に、加入者情報管理手段から加入者のメールアドレスを取得して案内情報を加入者端末へ送信するとともに、案内情報履歴手段にアクセスして案内情報履歴テーブルに紹介履歴を追加する。

20

【 0 1 0 5 】

本実施の形態において、紹介履歴がサービス事業者 I D 「 A A A 」 「 B B B 」 「 C C C 」 の場合、案内情報履歴テーブルの「顧客紹介履歴」項目 1 に「 A A A 」を、項目 2 に「 B B B 」を、項目 3 に「 C C C 」を、それぞれ格納する。

【 0 1 0 6 】

また、それと同時に案内情報を送信した加入者 I D と、案内情報の送信日時も格納する。

【 0 1 0 7 】

ここで、加入者端末に受信された案内情報を元に、加入者が次にサービス事業者 C C C の店舗に来店したとする。そして、サービス事業者 C C C で電子 I C カードを使用して買い物を行ったと想定する。

30

【 0 1 0 8 】

その時、電子 I C カードの加入者 I D 送信手段は、サービス事業者 C C C の P O S 端末へ加入者 I D を送信する。

【 0 1 0 9 】

加入者 I D を受け取った P O S 端末の仮 I D 発行要求手段は、センター装置に仮 I D の発行を依頼する。

【 0 1 1 0 】

仮 I D の発行依頼を受けたセンター装置の仮 I D 発行手段では、案内情報履歴管理手段にアクセスして案内情報による来店であるかどうかを判断する。

40

【 0 1 1 1 】

判断方法は、案内情報履歴テーブルの中に、P O S 端末から送られてきた加入者 I D と一致する加入者 I D が存在し、「顧客紹介履歴」項目の最後に紹介されたサービス事業者 I D が仮 I D 発行依頼元のサービス事業者 I D と一致した場合とする。実施の形態ではサービス事業者 I D 「 C C C 」として一致する。そして、案内情報で顧客が来店したと判断した場合には、案内情報履歴テーブルの「来店日時」項目に現在日時を追加する。

【 0 1 1 2 】

これによって、サービス事業者の間で紹介し合った顧客が、案内情報によって来店したことを通信事業者または I S P で保証することができる。課金手段は、加入者情報管理手

50

段の案内情報履歴テーブルを参照してサービス事業者間のインセンティブの受け渡しを実施する。

【 0 1 1 3 】

インセンティブの計算方法の例としては、顧客紹介元のサービス事業者に売り上げの 1.5%、顧客紹介元のサービス事業者には売り上げの 1.5% を仲介業者の数で割った金額を適応するなどが考えられる。この場合、加入者がサービス事業者 C C C の店舗で 1 万円の買い物をしたとき、サービス事業者には 1 万円の 1.5% である 1 5 0 円が入金され、例では仲介業者が一社のみなので仲介業者のサービス事業者 B B B にも 1 5 0 円が入金される。

【 0 1 1 4 】

また、サービス事業者間での顧客の紹介によって、案内情報を加入者に送信したことのみによるインセンティブの受け渡しを実施しても良い。例えば、案内情報履歴テーブルの来店日時が空であった場合は、顧客紹介履歴から紹介先サービス事業者から紹介元サービス事業者へ 1 円の入金を実施するなどで実現することができる。

【 0 1 1 5 】

加入者がサービス事業者 C C C の店舗で買い物をを行った金額のセンター装置への通知は仮 I D 発行要求手段で実施しても良いし、クレジット会社などを介して実施しても良い。

【 0 1 1 6 】

なお、( 1 ) 顧客紹介条件に、案内情報を加入者端末へ送信しても良い時間帯 ( 例えば、1 0 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 の間など ) を追加しても良い。

【 0 1 1 7 】

( 2 ) 顧客紹介条件に、仮 I D そのもの有効期限 ( 2 0 0 6 / 1 2 / 2 8 1 5 : 0 0 まで利用可能など ) を追加しても良い。

【 0 1 1 8 】

( 3 ) 第 1 ~ 3 の実施の形態におけるサービス事業者は居酒屋や駅の改札などのリアル店舗を想定していたが、インターネット上の通信販売サイトなどでも構わない。その場合、第 1 ~ 3 の実施の形態における加入者端末は、パソコンや S T B ( セットトップボックス ) などで実施する。

【 0 1 1 9 】

( 4 ) 第 1 ~ 3 の実施の形態の機能ブロックの各手段は、アウトソーシングによって本実施の形態の各端末以外の場所で実施しても良い。

【 0 1 2 0 】

( 5 ) 本実施の形態では、加入者端末への到達性を実現する方法としてメールを利用したが、電話番号による通話発信や、電話番号によるショートメッセージや I M ( インスタントメッセージ ) であっても構わない。

【 0 1 2 1 】

( 6 ) センター装置の加入者情報管理手段で管理される顧客紹介条件は、加入者端末である携帯電話やパソコン、S T B ( セットトップボックス ) などから設定できても良い。

【 0 1 2 2 】

( 7 ) センター装置の仮 I D 発行手段において一つの加入者 I D に対して有効な仮 I D が常に 1 つになるように仮 I D を発行しても良い。その方法は、仮 I D の発行タイミングにおいて、同加入者 I D に対する全ての仮 I D の「残り案内情報送信回数」を 0 にすることで実施できる。

【 0 1 2 3 】

( 8 ) 顧客紹介条件として、店舗から店舗への移動時間 ( 所要時間 ) を使用しても良い。

【 0 1 2 4 】

なお、上述する実施の形態は、本発明の好適な実施の形態であり、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変更実施が可能である。例えば、加入者端末、センター装置、P O S 端末等の機能を実現するためのプログラムを各装置に読み込ませて実行することによ

10

20

30

40

50

り各装置の機能を実現する処理を行ってもよい。さらに、そのプログラムは、コンピュータ読み取り可能な記録媒体であるCD-ROMまたは光磁気ディスクなどを介して、または伝送媒体であるインターネット、電話回線などを介して伝送波により他のコンピュータシステムに伝送されてもよい。

【0125】

なお、この出願は、2007年2月22日に申請した、日本特許出願番号2007-042880号を基礎とする優先権を主張し、その開示の全てをここに取り込む。

【産業上の利用可能性】

【0126】

本発明は、加入者端末に、メールアドレスなどの個人を特定可能な個人情報の漏洩を防ぎながら、多くのサービス事業者から適切なタイミングで案内情報を取得させることができる顧客紹介支援システムに適用できる。

【図面の簡単な説明】

【0127】

【図1】本発明の第1の実施の形態のシステム構成を示すシステム構成図である。

【図2】本発明の第1の実施の形態の機能ブロックである。

【図3】本発明の第1の実施の形態の加入者情報管理テーブルを示す図である。

【図4】本発明の第1の実施の形態の仮ID情報管理テーブルを示す図である。

【図5】本発明の第1の実施の形態の処理動作を示すシーケンス図である。

【図6】本発明の第2の実施の形態の機能ブロックである。

【図7】本発明の第2の実施の形態の加入者情報管理テーブルを示す図である。

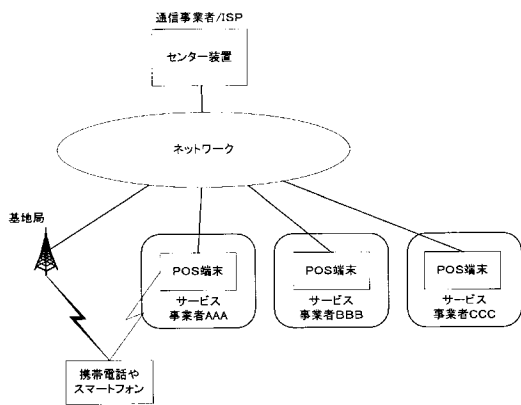
【図8】本発明の第2の実施の形態のサービス事業者情報管理テーブルを示す図である。

【図9】本発明の第2の実施の形態の仮ID情報管理テーブルを示す図である。

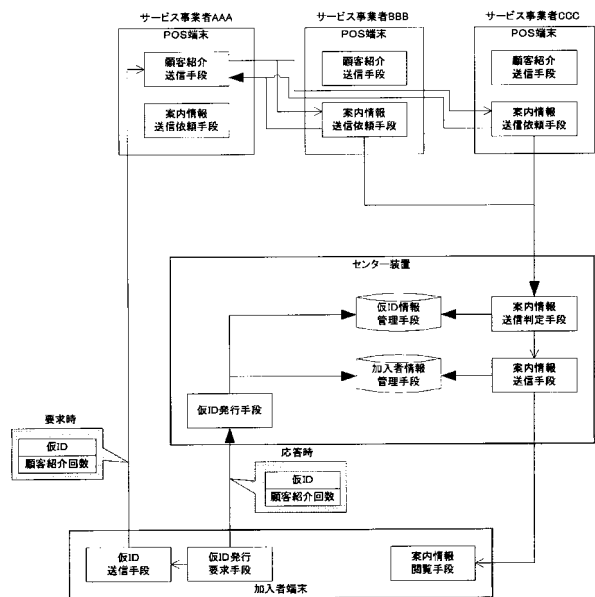
【図10】本発明の第3の実施の形態の機能ブロックである。

【図11】本発明の第3の実施の形態の案内情報履歴テーブルを示す図である。

【図1】



【図2】



10

20

【図3】

加入者情報管理テーブル

加入者ID	メールアドレス	顧客紹介条件 (顧客紹介回数)
yamada	f-yamada@aaa.com	1
minami	t-minami@aaa.com	2
hayashi	h-hayasi@aaa.com	4
⋮	⋮	⋮

【図4】

仮ID値	加入者ID	残り案内情報送信回数	案内情報送信サービス事業者ID				
			1	2	3	4	5
72	yamada	0	BBB	-	-	-	-
73	hayashi	3	AAA	-	-	-	-

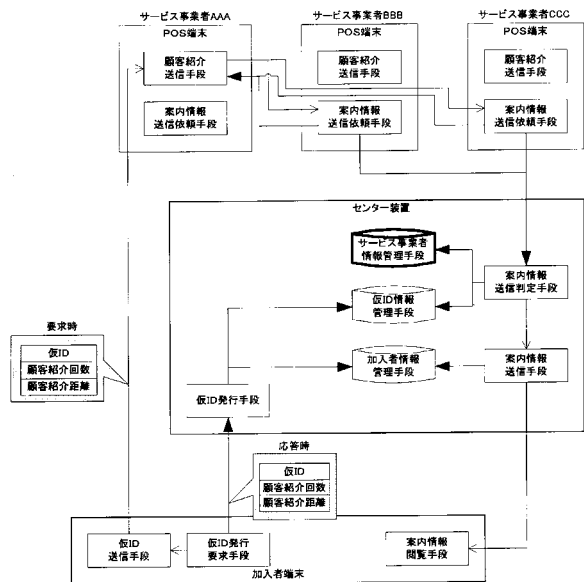
↓ 仮IDを発行する

仮ID値	加入者ID	残り案内情報送信回数	案内情報送信サービス事業者ID				
			1	2	3	4	5
72	yamada	0	BBB	-	-	-	-
73	hayashi	3	AAA	-	-	-	-
74	minami	2	-	-	-	-	-

↓ 案内情報の送信条件を満たしているか判定する

仮ID値	加入者ID	残り案内情報送信回数	案内情報送信サービス事業者ID				
			1	2	3	4	5
72	yamada	0	BBB	-	-	-	-
73	hayashi	3	AAA	-	-	-	-
74	minami	1	BBB	-	-	-	-

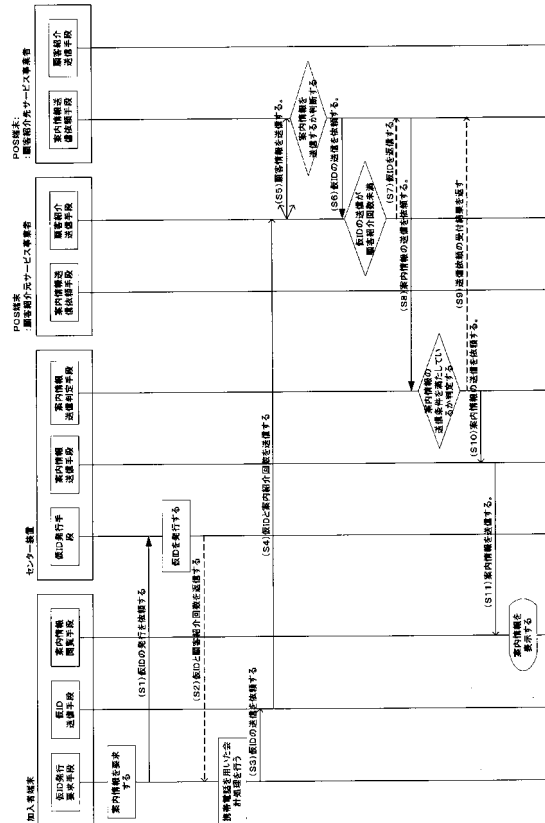
【図6】



【図7】

加入者ID	メールアドレス	顧客紹介条件	
		顧客紹介回数	顧客紹介距離
yamada	f-yamada@aaa.com	1	100
minami	t-minami@aaa.com	2	800
hayashi	h-hayasi@aaa.com	4	3000
⋮	⋮	⋮	⋮

【図5】



【図8】

サービス事業者情報管理テーブル

サービス事業者ID	店舗位置情報	
	経度	緯度
AAA	東経139度45分3秒	北緯35度38分33秒
BBB	東経139度45分18秒	北緯35度38分24秒
CCC	東経139度45分34秒	北緯35度38分02秒
⋮	⋮	⋮

【図9】

仮ID値	加入者ID	顧客紹介距離	残り案内情報送信回数	案内情報送信サービス事業者ID				
				1	2	3	4	5
72	yamada	100	0	BBB	-	-	-	-
73	hayashi	3000	3	AAA	-	-	-	-

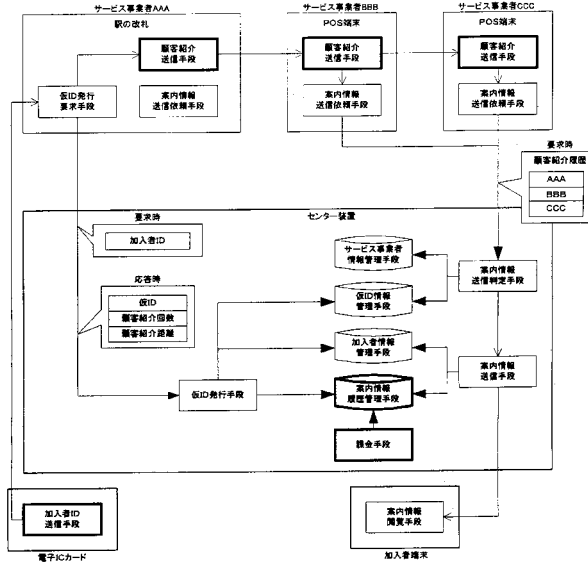
↓ 仮IDを発行する

仮ID値	加入者ID	顧客紹介距離	残り案内情報送信回数	案内情報送信サービス事業者ID				
				1	2	3	4	5
72	yamada	100	0	BBB	-	-	-	-
73	hayashi	3000	3	AAA	-	-	-	-
74	minami	800	2	-	-	-	-	-

↓ 案内情報の送信条件を満たしているか判定する

仮ID値	加入者ID	顧客紹介距離	残り案内情報送信回数	案内情報送信サービス事業者ID				
				1	2	3	4	5
72	yamada	100	0	BBB	-	-	-	-
73	hayashi	3000	3	AAA	-	-	-	-
74	minami	800	1	BBB	-	-	-	-

【図10】



【図11】

案内情報履歴テーブル

番号	加入者ID	顧客紹介履歴			案内送信日時	来店日時
		1	2	3		
82	yamada	BBB	CCC	—	2006/12/12 20:00	—

案内情報履歴を追加する。

案内情報履歴テーブル

番号	加入者ID	顧客紹介履歴			案内送信日時	来店日時
		1	2	3		
82	yamada	BBB	CCC	—	2006/12/12 20:00	—
83	minami	AAA	BBB	CCC	2006/12/12 20:00	—

加入者IDと顧客紹介履歴を元に来店日時を更新する。

案内情報履歴テーブル

番号	加入者ID	顧客紹介履歴			案内送信日時	来店日時
		1	2	3		
82	yamada	BBB	CCC	—	2006/12/12 20:00	—
83	minami	AAA	BBB	CCC	2006/12/12 20:00	2006/12/12 21:00

---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2005-222292(JP,A)  
特開2004-078515(JP,A)  
特開2003-296637(JP,A)  
特開2002-170035(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00-50/34  
H04M 3/42